

江南市心身障害者小規模授産施設の譲渡に係る諸条件

江南市心身障害者小規模授産施設の譲渡に際し、譲渡先法人は以下に示す諸条件を遵守するとともに、運営内容の向上に積極的に努めること。また、社会福祉法人としての創意と工夫を行い、地域への貢献を図り、利用者に対するサービス及び施設運営全体における質の向上等に努めること。

なお、諸条件の履行状況を確認するため、市が必要と認めるときは、実地調査を行うことがある。また、市が必要と認めるときは、利用状況や収支状況などの情報提供の求めに応じること。

1. 譲渡後に実施する事業

次に示す事業（以下、「指定事業」という。）を実施すること。

- (1) 地域活動支援センター事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 77 条）を令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの原則 5 年間継続実施し、施設引き渡し時点で現に地域活動支援センター事業を利用する障害者（以下、「利用者」という。）が希望した場合、継続して通所できるようにすること。なお、利用者の障害状況等に鑑み、類似の障害福祉サービス事業（生活介護等）への転換は認めるものとする。（ただし、令和 9 年 4 月 1 日から例えば生活介護等のサービスへ転換を希望する場合は、2 次審査であるプレゼンテーション及びヒアリングにおいて様式 3（提案書）の「4 心身障害者小規模授産施設の利用者支援について①」に記載し、プレゼンテーションで説明すること。）
- (2) 指定事業終了後についても、利用者の障害特性に鑑み、利用者が引き続き同地で通所の福祉サービスを利用することができるように、地域活動支援センター事業または類似の障害福祉サービス事業の継続実施を積極的に検討すること。
- (3) 売買契約締結後も、令和 9 年 3 月 31 日までは市が江南市心身障害者小規模授産施設を運営するものとする。

2. 指定事業の取決事項

(1) 一般事項

- ア 社会福祉法をはじめとする関連法令を遵守し、地域における社会福祉の推進を図り、施設の管理運営を適切に行うこと。
- イ 本市の福祉事業、避難所運営事業に協力すること。
- ウ 近隣の学校や施設等との事業連携に積極的に努めること。
- エ 譲渡先法人の定款で定める社会福祉事業、公益事業、収益事業の範囲内で、施設を活用し、多様な事業を実施することは可能とするが、指定事業に支障のない範囲で実施すること。

オ 指定事業終了後、敷地内に新たな施設を整備することは可能とするが、建築基準法や都市計画法等の法令や基準を遵守し、必要に応じて近隣住民に丁寧に説明をし、理解を得た上で実施すること。なお当地は市街化調整区域であることから、利用方法に制限があることを理解し、関係機関と緊密に相談・協議をすること。

カ 円滑に施設の管理運営やサービスの提供を実施できるよう引継ぎを受けること。なお、職員の派遣費用など引継ぎに要する経費については譲渡先法人が負担すること。

キ 譲渡を受けた土地、建物及び物品に係る修繕、改修、補強、更新、それらに係る調査については、譲渡先法人の責任と負担により実施すること。

ク 土地の樹木等の剪定及び除草等を定期的の実施し、近隣住民にも配慮した施設管理を行うこと。

ケ 施設の運営収入が確保されるまでの運転資金を確保していること。

(2) その他に関する事項

ア 令和9年4月1日から継続的に障害福祉サービス事業を実施するにあたり、定款の整備や障害福祉サービス事業所の設置届等、施設開設に必要な手続き等を指定権者である県と事前に相談、協議し、遅滞なく行うこと。4月1日からの指定許可が決定しない場合においても、利用者が希望した場合、利用者の通所を受け入れること。

イ 施設職員は、国の定める職員の資格要件を有する者を、職員配置基準以上に配置すること。

ウ 現に利用する者に対して、創意工夫により不安感を与えないよう努めること。

エ 通所者の負担増とならないよう、譲渡後の運営等は可能な限り、譲渡前の運営方法を引き継ぐこと。

オ 施設名称については、令和9年3月31日までは「江南市心身障害者小規模授産施設」とする。譲渡後の4月1日以降の施設名称については、譲渡先法人の判断で変更することができる。ただし、「心身障害者小規模授産施設」の名称を継続して使用しても支障はないものとする。なお、施設の名称変更に伴い発生する費用については、譲渡先法人で負担すること。

カ 今回、市から事業者が変更になった場合、都市計画法第43条の許可が必要となります。令和9年4月1日から事業を継続的に運営できるように、応募後には市建築課と事前の相談・協議・手続き等を遅滞なく行うこと。

以上